



目 次	
告 示	ページ
○特定農業用ため池の指定 (農業基盤課)	1
○保安林の指定予定の通知 (2件) (治山林道課)	1
○道路の区域変更 (3件) (道 路 課)	1
○道路の供用開始 ( " )	2
◎告示 (指定金融機関等の名称、位置)の一部改正 (会計管理課)	3
公 告	
○採石業務管理者試験の実施 (工業振興課)	3
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	3
入札公告	
○一般競争入札 (室戸高等学校外44校で使用する電気) の公告 (会計管理課)	7
○一般競争入札 (高知県警察本部庁舎で使用する電気) の公告 (警察本部会計課)	8
落札公告	
○落札者等の公告 (農業イノベーション推進課)	9
正 誤	
◎正誤 (平29・10・3付け 目次ほか)	10

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第705号**

農業用ため池の管理及び保全に関する法律 (平成31年法律第17号) 第7条第1項の規定に基づき、特定農業用ため池として次のとおり指定した。

令和2年8月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 特定農業用ため池の名称及び所在地  
次のとおりとする。
- 2 指定年月日  
令和2年3月31日  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農業振興

部農業基盤課に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第706号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

令和2年8月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所  
吾川郡いの町加田字鳴谷1603
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字鳴谷1603 (次の図に示す部分に限る。)  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第707号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

令和2年8月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所  
吾川郡仁淀川町土居字イチノタニ乙217の1、字ミヤムカイ乙222の3、字ニシノコエ乙226の1、字ウブヤガサコ甲595の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字イチノタニ乙217の1・字ミヤムカイ乙222の3・字ニシノコエ乙226の1・字ウブヤガサコ甲595の1 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

- い。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第708号**

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年8月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和2年8月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 船津野根
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡東洋町野根字東向山乙3358番6から安芸郡東洋町野根字御崎乙3368番1まで	前	3.3 }	290
	後	7.3 }	290
		29.4	

**高知県告示第709号**

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年8月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和2年8月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 上ノ加江窪川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

高岡郡四万十町黒石 字茶園畑377番から 高岡郡四万十町黒石 字大埴576番17まで	A	3.7 }	410
		8.0	
高岡郡四万十町黒石 字茶園畑368番2から 高岡郡四万十町黒石 字大埴576番17まで	B	9.8 }	485
		37.0	
高岡郡四万十町黒石 字茶園畑368番2から 高岡郡四万十町黒石 字大埴576番17まで	後	9.8 }	485
		37.0	

**高知県告示第710号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、  
道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年8月18日から2週間高知県土木部道  
路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年8月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 志和仁井田
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町黒石 字茶園畑377番から 高岡郡四万十町黒石 字鷹ノ奈路586番1 地先まで	A	3.7 }	353
		23.5	
高岡郡四万十町黒石 字茶園畑368番2から 高岡郡四万十町黒石 字鷹ノ奈路600番11 まで	B	9.8 }	416
		44.5	

高岡郡四万十町黒石 字茶園畑368番2か ら 高岡郡四万十町黒石 字鷹ノ奈路600番11 まで	後	9.8 }	416
		44.5	

**高知県告示第711号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、  
道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年8月18日から2週間高知県土木部道  
路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年8月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 黒岩東浜
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市井ノ口字山ノ下甲 2544番4から 安芸市井ノ口字山ノ下甲 2543番1まで	20	令和2年8月18 日
安芸市僧津字高円586番6 から 安芸市僧津字大屋敷502番 1まで	57	令和2年8月18 日

高知県告示第712号

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正し、令和2年9月20日から施行する。

令和2年8月18日

高知県知事 濱田 省司

別表の3 収納代理金融機関の表中

高知県信用農業協同組合連合会本所	高知市	平成25年1月1日
馬路村農業協同組合本所	安芸郡馬路村	昭和50年4月1日

を

高知県信用農業協同組合連合会本所	高知市	平成25年1月1日
馬路村代理店	安芸郡馬路村	令和2年9月20日

に改める。

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、採石業務管理者試験（以下「試験」という。）を次のとおり行う。

令和2年8月18日

高知県知事 濱田 省司

- 試験の場所  
高知市丸ノ内二丁目1番10号  
高知城ホール 2階会議室
- 試験の期日  
令和2年10月9日（金）午前10時から正午まで
- 試験科目及び出題範囲  
(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）  
(2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）
- 受験手続  
受験願書（採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）様式第9によるもの）に写真（手札形とし、受験願書提出前6月以内に撮影した無帽、正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）1枚を添えて、郵送により提出すること。
- 受験願書等の提出期間  
令和2年8月28日（金）から同年9月11日（金）までとし、同日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 受験願書等の提出先  
高知市丸ノ内一丁目2番20号  
高知県商工労働部工業振興課
- 試験手数料  
8,100円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けて納入すること。）

監 査 公 表

監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年8月18日

高知県監査委員

2 高行管第107号  
令和2年6月12日  
高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について(通知)

令和2年2月26日付け元高監報第13号で報告のありましたうえのことについて、強く改善を求める事項のあった機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第14項の規定により下記のとおり通知します。

記

## 第1 意見において措置を求められたもの

### 1 意見

本年度の監査においては、本庁、出先を含めた全234機関のうち127機関において、改善、是正等を要する不適切な事務処理が合計240件認められた。前年度は238機関のうち124機関で229件であるから、当職がこれまで注意喚起をしてきたにもかかわらず、好ましくない状態での高止まり傾向にあると言える。

特に高知土木事務所など一部の所属については、管理職が誤りを把握した後も繰り返して誤りを犯しており、組織マネジメントに問題があると言わざるを得ない。

本年4月からは内部統制制度が導入され、各所属では自律的にチェックを行う必要があるが、このように誤りが多いままで、しかも組織の自浄機能が働かない事例も存在する状況では、相当の奮起が必要と思われ、職員、特に管理職においては、当職からの警鐘を真摯に受け止め、県民からの負託と責任を再認識のうえ、事態の改善と併せ、精緻な内部統制制度の構築に努められたい。

### 2 意見に対する措置状況

令和元年度の監査における不適切な事務処理は、全体(知事部局以外を含む。)では平成30年度より増加していますが、会計事務に関する収入、支出、契約事務においては、平成30年度の179件から154件と減少したところです。

しかしながら、一部の所属においては、事務事業の執行管理にかかるチェック体制の不備等組織マネジメントに問題があったと考えます。そのため、各所属のチェックの要である課長補佐や次長等に対し、会計事務研修や会計検査時において、参考となる他の所属の取扱い例などを示しながら注意喚起を行っているところであり、改めてその重要性を強く認識するよう周知徹底していきます。

そのほか服務管理事務等における不適切な事務処理においては、監査結果を各部局に送付し、適正な事務執行に努めるよう周知徹底しました。加えて、機会を捉えて誤りやすい事例を各所属に周知するなど、適正な事務処理の執行に取り組めます。

本年4月から導入した内部統制制度では、対象とする事務(財務に関する事務、個人情報保護に関する事務、コンプライアンスに関する事務)について、あらかじめ各所属が事務執行上のリスクを把握した上で対応策を講じ、定期的な確認や評価を実施することにより事務の適正な執行を確保することとしており、実施に当たっては所属長の指揮命令の下、課長補佐、次長等が内部統制推進員として適正な事務執行に向けて取り組むこととしております。また、各所属における運用状況について、各制度所管課が確認・評価するとともに、評価した内容を内部統制推進会議にフィードバックすることにより、内部統制に関する取組を全庁的に一層推進してまいります。

また、行政管理課や会計管理課などの制度所管課において、年度中間と年度末に、各所属における内部統制の運用状況を確認・評価し、不備があると認めるときは、必要な改善や是正措置を講じることを求めるなど、適正な事務の執行に向けて取り組んでまいります。

## 第2 強く改善を求める事項の該当機関

### 1 東京事務所

#### (1) 強く改善を求める事項

平成30年度において、国の省庁及び民間企業へ派遣している職員について、時間外勤務・休日勤務命令簿に、命令印、受命者印及び確認印を押印していないものがあった。(服務管理事務)

#### (2) 原因又は理由

従前より、国の省庁及び民間企業へ派遣している職員(以下「研修生」という。)の時間外勤務における月例報告については、県の勤務実績管理システムを本人が直接利用できないことから、東京事務所職員が翌月初めに研修生からデータにより報告を受け、代理でシステム入力を行うこととしています。

一方で、証拠書類となる時間外命令簿・休日勤務命令簿には命令者(副所長)、受命者(研修生)、確認者(副所長)の印がそれぞれ必要となりますが、勤務場所が異なり、日々の確認ができないことから、翌月、東京事務所上で上記データを基に一括して時間外勤務・休日勤務命令簿を作成して、研修生及び副所長が遡って押印して整理をしていました。研修生に対しては、翌月中には来所して押印するよう声掛けをしていましたが、研修先の業務多忙のため来所できない研修生もあり、押印されないまま失念していたこと、また命令者及び確認者である当事務所副所長の命令印及び確認印についても漏れがあったものです。

このことについては、東京事務所における確認及び管理の仕組みが不十分であったことによるものですが、本来、勤務先(派遣先)の職場で行うべき時間外勤務の一連の命

令・確認行為を、研修生の勤務実態を確認することのできない東京事務所が形式的に事務処理を行う形となっている運用そのものに根本的な原因があると考えています。

### (3) 措置状況

従来の運用は、服務管理の面からも問題があると考えられることから、人事課及び行政管理課とともに他県(中国・四国)での運用状況も参考にしながら、東京事務所において根本的な改善策を検討してきました。

その結果、東京事務所への実績報告用の様式について、従来の時間外勤務日ごとに東京事務所の決裁をとる形から、月間実績を研修先の各職場において確認(本人及び勤務先上司が押印)する形に変更し、東京事務所は時間外勤務手当の支給事務を行う立場から月例実績を確認する(副所長が押印)という運用に見直すこととしました。

令和元年11月からは、勤務先(派遣先)へ説明し、理解を得て、先に述べた新たな運用を開始しています。

また、副所長の命令印及び確認印の漏れについての対応は、担当職員が1ヶ月分の関係書類一式を揃え副所長の押印が完了するまでの一連の流れを、チェックリストで確認することとします。

### 2 海洋深層水研究所

#### (1) 強く改善を求める事項

平成30年度の海洋深層水研究所研究所棟飼育室修繕業務契約の予定価格調書について、封印・開封された封筒が添付されているにもかかわらず、予定価格調書には、封入した形跡が認められなかった。(契約事務)

#### (2) 原因又は理由

予定価格調書を作成した際、急な用務が入り離席する必要があったため、封入前の調書を他の職員の目に触れないように机の中へ入れました。

その後、調書は封入していると思い込み、封印・開封をしましたが、封入されていなかったため、搜索したところ机の中から発見し、見積り合わせを行ったものです。

### (3) 措置状況

再発防止のため、まずは所長が契約事務の重要性を再認識し、より一層の注意を払い、所属長としての事務を行ってまいります。その上で、予定価格調書は施行向の決裁後速やかに作成すること、調書の作成から保管までの一連の流れが完結するまで他の用務を差し込まないこと、封印の際は封筒に間違いなく調書が封入されていることを所長及び担当がダブルチェックすることを徹底しました。

また、所属全体に会計事務の重要性について周知を行うとともに、契約事務を行う際には、会計管理課作成の「契約事務のポイント」のチェックシートに基づき、所長及び担当者で手順に沿った確認を行うことを徹底しました。

<p>3 農業技術センター</p> <p>(1) 強く改善を求める事項</p> <p>平成30年度高知県農業技術センター透過型電子顕微鏡・走査型電子顕微鏡保守管理業務委託の契約書に仕様書を添付していなかった。(契約事務)</p> <p>(2) 原因又は理由</p> <p>契約書に仕様書を添付することとして決裁を受けていたものの、契約書類2部を作成する段階で、仕様書を添付していないことに気づかず、そのまま契約書を取り交わしていたものです。</p> <p>今回の不適切な事務処理については、注意力の欠如と、組織としてのチェック機能が働いていなかったことによるものです。</p> <p>(3) 措置状況</p> <p>今後は、契約事務に携わる職員については、契約の重要性を認識させ、契約書作成時には、より一層の注意を払うよう徹底するとともに、公印審査時には契約書類に不備がないかを確認し、また、契約書の発送時には、契約書類に漏れがないか、上司による確認を行うこととし、適正な契約の締結に努めます。</p> <p>また、所内会議を通じて情報共有を図り、職員の意識を高めます。</p> <p>4 畜産試験場</p> <p>(1) 強く改善を求める事項</p> <p>平成30年度家畜用飼料(配合飼料等)の購入に係る単価契約の予定価格調書について、封印・開封された封筒が添付されているにもかかわらず、予定価格調書には、封入した形跡が認められなかった。(契約事務)</p> <p>(2) 原因又は理由</p> <p>平成30年度の事務局監査において、平成29年度家畜用飼料(配合飼料等)の購入に係る単価契約の予定価格調書(平成29年3月作成)について、金額、作成日は手書きにするよう指導を受けました。</p> <p>しかし、平成30年3月に平成30年度家畜用飼料(配合飼料等)の購入に係る単価契約の予定価格調書(平成30年度監査の対象外)を作成した際にもパソコンで入力していたことから、上記の指導後に、作成者の場長が訂正しておかなければならないと思い、手書きに直した予定価格調書に差し替えをしたものです。</p> <p>今回の不適切な事務処理については、所属長の契約事務の基本的な知識や公文書の適切な管理に対する認識が欠けていたことによるものです。</p> <p>(3) 措置状況</p> <p>このような事案は、事務処理上あってはならないことと重く受け止めており、二度とこのようなことのないよう</p>	<p>に、所属長として契約事務、文書管理事務の重要性を再認識し、事務の執行に努めております。</p> <p>また、畜産試験場のチーフ以上が参加する会議の場で事務局監査の指摘事項について伝え、職員全員に事案の重大性について周知徹底しました。今後は、このようなことがないように他の契約事務においても内部でのチェック体制の強化を図っております。</p> <p>5 中央家畜保健衛生所</p> <p>(1) 強く改善を求める事項</p> <p>平成29年度分の調整交配雌牛確保費(報償費)を平成30年12月に支出していた。(支出事務)</p> <p>(2) 原因又は理由</p> <p>平成30年11月に肉用牛担当者が調整交配雌牛確保費(報償費)の支払事務を行うに当たり、前年度である平成29年度の書類を参考にしていたところ、平成29年度の支払いの相手方に誤りがあることに気がつきましたが、過年度となっていることから、平成30年度予算から正当な債権者に報償費の支払いを行いました。</p> <p>平成29年度の報償費の誤払いは、肉用牛担当者が報償費支出調書兼支払明細書(以下「支出調書」という。)への記載ミスにより、報償費交付対象者を取り違えたことが直接の原因ですが、総務担当者が支出調書を基に支出負担行為兼支出命令書を作成したこと、また決裁時にも支出調書のみを確認に留まり、経費支出何の報償費通知書まで遡った突合をしなかったためミスに気づけなかったものです。</p> <p>また、誤りが判明するまで長期間を要したのは、支払いの相手方の双方が通帳の確認をしていなかったことから報償費の入金の有無に気づいておらず、担当者の訪問によって初めて判明したことによるものです。</p> <p>(3) 措置状況</p> <p>今回の事案により御迷惑をおかけした当該債権者2名の方には、経緯を説明するとともに深く謝罪をし、ご理解とご了承をいただきました。その後速やかに、正当な債権者に支払いを行うとともに、誤払いの相手方からは全額返納を受けました。</p> <p>また、今後の事務処理において、肉用牛担当者、総務担当者、決裁者は支出調書のみではなく、経費支出何の報償費通知書との突合を必ず実施するよう、チェックを強化するとともに、会計事務に携わる職員全員で今回の事例を共有し、適正な事務処理を行うよう周知しました。</p> <p>6 安芸林業事務所</p> <p>(1) 強く改善を求める事項</p> <p>令和元年度林道技術者育成1研修の研修負担金について、資金前渡職員に指名された職員が私費により立替えて支払っていた。(支出事務)</p>	<p>(2) 原因又は理由</p> <p>今回の研修負担金については、支出負担行為決議書兼支出命令書を作成し、資金前渡当日の10時までには支払証を発行していたが、資金前渡職員が業務に追われたため、銀行に到着したのが閉店直後であったことから、前渡金を受領できなかったものです。当該職員は、研修後でも支払可能と誤認し、事務所への報告や支払先と後日払いについての交渉をしないまま研修に参加し、研修負担金10,346円を私費により立替払したものです。</p> <p>(3) 措置状況</p> <p>今回の事案については、職員の資金前渡に関する認識が不足していたことに起因するものと考えています。</p> <p>このため、資金前渡職員には資金前渡の仕組みについて周知するとともに、若手職員を対象に会計専門員を講師に本事案を含めた会計事務の適正処理の重要性について学ぶ研修会を開催しました。併せて、所属職員全員に今回の指摘事項を周知し、本事案のみならず会計事務の適正処理を促しました。</p> <p>今後はこのようなことがないように資金前渡当日に出納員や経理員が資金前渡職員へ声がけすることで金銭の受領まで確実に確認します。また、会計事務にかかる研修会により職員の会計事務の知識を深めることで、再発防止に努めるとともに適正な事務処理を徹底します。</p> <p>7 安芸土木事務所</p> <p>(1) 強く改善を求める事項</p> <p>令和元年度の河川占用料について、年度当初に行うべき収入調定を5月に行っているものがあつた。(収入事務)</p> <p>(2) 原因又は理由</p> <p>継続して占用許可を行う場合は、期間の切れ目なく4月1日までに行う必要がありますが、継続申請に係る再三の督促にもかかわらず、申請書が5月に提出されたため、5月に占用許可を行い、同日年間占用料に係る調定を行ったものです。</p> <p>(3) 措置状況</p> <p>占用許可に係る継続申請を行うものにつきましては、例年、占用期間が満了する2箇月ほど前から、占用者に対して文書、電話等で継続申請の案内を行い、期限内(年度内)に許可ができるよう努めてまいりました。</p> <p>今後につきましては、従来の取扱いに訪問による案内も加えるなど、期限までに申請書を提出していただけるよう、より一層努力してまいります。</p> <p>8 中央東土木事務所</p> <p>(1) 強く改善を求める事項</p> <p>令和元年度の道路占用料について、年度当初に行うべき収入調定を7月に行っているものがあつた。</p>
---	--	---

<p>また、同年度の屋外広告物許可手数料について、4月に行うべき収入調定を5月に行っているものがあった。(収入事務)</p> <p>(2) 原因又は理由 道路占用料の収入調定の遅延については、再三の要請にもかかわらず、道路占用者から占用物件数量一覧表が提出されなかったため、県所有の資料と突合ができず、調定が7月になりました。</p> <p>また、屋外広告物許可手数料の収入調定については、許可申請書(新規及び更新)を受領した後、事務処理を怠っていたこと及びチェック体制が不十分なところがあったため事務処理が遅れ、収入調定が5月になったものです。</p> <p>(3) 措置状況 道路占用料については、道路占用者にてん末書を提出するよう依頼し、来年度の道路占用料は今年度末に提出する旨の確約をしてもらいました。</p> <p>なお、内容審査が早期にできるよう、今年度も引き続き、道路占用者に要請していきます。</p> <p>また、一担当が取りきりで処理をしていた屋外広告物許可については、担当者及び担当チーフの複数の職員が受付状況の確認ができるよう、受付簿等を共有ファイルに作成し、チェックを徹底していきます。</p> <p>9 高知土木事務所</p> <p>(1) 強く改善を求める事項 ア 平成30年度の道路占用料、河川敷占用料、港湾区域等占用料及び高知新港土砂仮置場利用料の収入調定が遅滞していた。(収入事務) イ 平成30年度に購入した切手や消耗品代、高知県危険物安全協会年会費及び寝具リース代について、支払が遅延していた。(支出事務) ウ 平成29年度予算で支出すべき経費を平成30年度予算で支出していた。(支出事務) エ 平成30年度新川川外おもてなしの水辺創成事業委託業務契約の予定価格調書について、封印・開封された封筒が添付されているにもかかわらず、予定価格調書には、封入した形跡が認められなかった。(契約事務) オ 平成29年度に納入された収入印紙を亡失していた。(財産・物品管理事務)</p> <p>(2) 原因又は理由 ア 許可の期間が複数年度にわたる案件の一覧表に記載漏れがあったことから、年度当初に実施すべき収入調定が実施できていませんでした。</p> <p>また、前年度から継続して占用許可申請を行う者に対しては、3月末までに継続申請をしてもらう必要があることから、これまでも2月中旬に文書・電話等で案内を</p>	<p>行うとともに、未提出者に対しては電話・訪問等による催促を行っておりますが、利用者側からの申請が遅れたため調定が遅延したものです。</p> <p>イ 担当者が決裁を受けずに発注・受領し、請求書受領後も支払手続をしていなかったことから生じたものです。これは、業者から事務所に届いた見積書・請求書等が担当者の元に溜まっていることに気づけずにいたこと及び定例的な支払書類が回ってこないことに対して担当への聞き取りを行っていなかったことなど担当者に業務を任せきりにし、チェック体制が不十分なところがあったことから、支払遅延が生じたものです。</p> <p>ウ 担当者が決裁を受けずに発注・受領し、請求書受領後も支払手続をしていなかったことから、本来支払うべき平成29年度中に支払ができておらず、支払未済を把握した平成30年度に支出を行ったものです。</p> <p>エ 入札執行後に予定価格調書の「作成者」の誤りが判明したものです。予定価格や最低制限価格の不備により落札決定を取り消すような案件ではないと判断し、当該予定価格調書の作成者を改めたものに差し替えたものです。</p> <p>オ 担当者が決裁を受けずに発注・受領し、「郵便切手類等出納簿」への記帳をせずに担当者自身で保管し亡失したものです。</p> <p>(3) 措置状況 会計専門員による所内研修の充実を図り、会計事務の基本やコンプライアンスの重要性について再度徹底を図っていきます。</p> <p>研修実施日：1回目：令和元年8月8日(工務職員対象) 2回目：令和元年8月8日(事務職員対象) 3回目：令和元年9月6日(合同研修)</p> <p>また個別案件については、次のような措置を行います。</p> <p>ア (2)アについて 複数年度にわたる許可案件については、データに漏れないよう台帳等の再整備を行いました。</p> <p>また、継続して占用許可申請を行う者に対しては、これまで同様に早めに更新申請案内をするとともに、未提出者に対しては電話・訪問等による催促を継続して行い、より一層進捗管理に努め年度内に許可ができるよう努めてまいります。</p> <p>イ (2)イ、ウ及びオについて 所内異動により平成31年4月から当該業務の担当者を1名増員し、職員負担の平準化を図るとともに会計処理を複数人(担当者2名、チーフ及び課長)で確認する体制を整えました。</p> <p>また、見積書・納付書・請求書等は課長がチェック</p>	<p>後担当者に振り分けるとともに、支出負担行為決議書・支出命令書等の起案審査時における補助簿との突き合わせを実施し、事務処理漏れのないことを確認するようにしています。</p> <p>ウ (2)エについて 予定価格調書に疑義が生じた場合は、当該入札の取扱いについての判断を記録に残し決裁に回すことを徹底するとともに、そもそもこのような事案が発生しないよう、関係規程等を更に遵守しながら事務処理を進めてまいります。</p> <p>10 中央西土木事務所</p> <p>(1) 強く改善を求める事項 平成30年度日下川(戸槻川)床上浸水対策事業支援(その1)委託業務において、契約書に添付すべき特記仕様書の一部を添付していなかった。(契約事務)</p> <p>(2) 原因又は理由 契約書作成時に、設計担当者が印刷後の仕様書の枚数を確認せず特記仕様書が落丁していることに気がつかないまま製本したものを、契約事務担当者に引き継いだことによるものです。</p> <p>これは、実施設計書の審査の段階で、契約書に添付する金抜設計書の内容や構成を十分審査していなかったこと、製本した契約書をチェックする体制が不十分であったことなど、契約書となる資料の重要性を職員が十分に意識しなかったことが原因です。</p> <p>(3) 措置状況 今回のような事案を繰り返さないよう、契約書の重要性や責任を持った事務処理、チェック体制の確立・強化のために、次の措置を行いました。</p> <p>ア 指摘事項の周知と再発防止の改善策について職員への説明会の開催 中央西土木事務所課長会、中央西土木事務所越知事務所合同工務課会の2回、説明会を開催し、以下のことについて説明・周知を行い再発防止を図りました。</p> <p>(ア) 事務局監査で指摘を受けた不適切な事例を説明。 (イ) 実施設計書チェック表による確認を徹底することを説明。 (ウ) 会計専門員が契約書の重要性や契約事務の留意点、会計管理課からの通知等を踏まえた基礎知識、土木事務所の支出事務の流れを説明。</p> <p>イ 実施設計書の審査時に、特記仕様書等の添付など金抜設計書の内容や構成の審査を徹底する。 ウ 設計書審査後、金抜設計書を製本するときに工務の担当と担当チーフが審査されたものと見比べ内容・構</p>
---	---	---

成の確認をする。また、金抜設計書を引き継ぐとき、契約事務担当者が落丁乱丁など構成を再度確認する。今後は、会計事務研修等の積極的な参加に努め、不適切な事例を繰り返すことのないように、適正な事務の執行に努めます。

#### 11 幡多土木事務所

##### (1) 強く改善を求める事項

平成30年度の漁港施設使用料及び令和元年度の港湾施設使用料について、年度当初に行うべき収入調定が遅延していた。(収入事務)

##### (2) 原因又は理由

年度更新のための使用者からの許可申請書の提出について、案内文書を2月末までに送付し、電話連絡を繰り返すなどで早期提出を督促してきましたが、それでもなお、同申請書の提出完了が年度を超過してしまったことから、本来年度当初に行うべき収入調定が遅延したものです。

##### (3) 措置状況

許可申請書の提出については、案内文書の送付時期を2月末から2月中旬に早めるとともに、電話連絡による督促の効果がない場合には、直接訪問を行うことで再発防止に努めてまいります。

### 入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年8月18日

高知県知事 濱田 省司

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 購入物品の名称及び数量

室戸高等学校外44校で使用する電気 一式

##### (2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

##### (3) 購入物品の納入期間

令和3年1月1日午前零時から同年12月31日午後12時まで

##### (4) 購入物品の納入場所

入札説明書による。

##### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(入札説明書による。)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成30～令和2年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成30年度から平成32年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(平成29年9月高知県告示第657号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

#### 3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県会計管理局会計管理課

電話番号088-823-9873

##### (2) 入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

令和2年8月18日(火)から同年9月8日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

令和2年8月18日午前9時から同年9月8日午後5時までの間に高知県会計管理局会計管理課のホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180101/>)で交付する。

##### (3) 入札の日時及び場所

入札書を令和2年9月28日(月)午後5時までに(1)の入

札説明書の交付場所に持参又は書留郵便により提出すること。

##### (4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年9月30日(水)午前9時

イ 場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎 地下第3会議室

#### 4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和2年9月8日午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和2年9月2日(水)までに

<p>申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。</p> <p>なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Supply of electricity for the Muroto Prefectural High School and the other 44 prefectural high schools</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Tuesday 8 September 2020</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand or registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Monday 28 September 2020</p> <p>(4) Contact: Accounting Management Division, Treasury, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9873</p> <p>(5) Others: As in the tender documentation</p> <p>~~~~~</p> <p>政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。 令和2年8月18日 高知県警察本部長 熊坂 隆</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 購入物品の名称及び数量 高知県警察本部庁舎で使用する電気 一式</p> <p>(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 購入物品の納入期間 令和3年1月1日午前零時から同年12月31日午後12時まで</p> <p>(4) 購入物品の納入場所 高知県警察本部</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(入札説明書による。)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端</p>	<p>数)を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格</p> <p>次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 高知県における「平成30～令和2年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。</p> <p>(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。</p> <p>(5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成30年度から平成32年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(平成29年9月高知県告示第657号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8544 高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部警務部会計課 電話番号088-826-0110(内線2252)</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法</p> <p>ア 手渡しによる交付の場合 令和2年8月18日(火)から同年9月8日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>イ ダウンロードによる交付の場合 令和2年8月18日午前9時から同年9月8日午後5時までの間に高知県警察本部入札情報のホームページ</p>	<p>(http://www.police.pref.kochi.lg.jp/sections/keimu/kaikei/nyuusatu/nyuusatu.html)で交付する。</p> <p>(3) 入札の日時及び場所 入札書を令和2年9月29日(火)午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に持参又は書留郵便により提出すること。</p> <p>(4) 開札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 令和2年10月1日(木)午後5時</p> <p>イ 場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎 地下第3会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和2年9月8日午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項</p>
--	---	---

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和2年9月2日(水)までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Supply of electricity for the Kochi Prefectural Police Headquarters

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. Tuesday 8 September 2020

(3) Date and time for tender (by hand or registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Tuesday 29 September 2020

(4) Contact: Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan  
Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)

(5) Others: As in the tender documentation

-----  
落 札 公 告  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和2年8月18日

高知県知事 濱田 省司

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

令和2年度高知県IOPクラウド構築委託業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

高知県農業振興部農業イノベーション推進課 高知市丸ノ内一丁目7番52号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年7月20日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

KCC・KSS・NTTドコモ・ネポン共同企業体 高知市本町四丁目1番16号

5 随意契約に係る契約金額

149,644,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

政令第11条第1項第1号に該当するため

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平29・10・3	9976	目次	1	左 (16・17)	○銃砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師 の指定 <u>〈10・1 掲示〉</u>	○銃砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師 の指定
令2・3・24	10222	◎人 事委 員会 規則	4	左 (43)	<u>第2条第14号</u>	<u>第2条第15号</u>